

■学校経営のポイント

学級の危機管理の重視

小島 宏

学校の危機管理「学校教育（教育課程〈特に学力〉、生命・身体、防災・安全教育、個人情報、人権〈特にいじめ・差別〉）、所属職員の管理・監督、学校施設の管理、学校事務の管理」が厳しく問われている。

この学校の危機管理は、学級担任（含む教科担任、養護教諭、教育相談教諭等）の適切な危機管理によって支えられ、実現する側面が大きい。

校長のリーダーシップ

学校の危機管理は、校長の危機管理意識と行動、教職員への指導・助言などリーダーシップの発揮に負うところが大きい。その意味で、学校の危機管理の一環として、学級担任の危機管理が徹底するよう意を用いることが強く求められる。

生命・身体の危機管理

学校における児童生徒の生命・安全の危機管理は、全てのことに優先されなければならない。その内容は、けがと急病、授業中の事故（特に理科実験、家庭科・技術科実習、水泳指導、校外学習・宿泊行事、休憩・給食・清掃時間、クラブ・部活動、対外試合等）、登下校、不審者、体罰、飲酒・喫煙・薬物、防災・避難訓練、喧嘩・トラブル等、多岐にわたる。

昨今の児童生徒の誘拐や殺傷事件の多発している状況に鑑み、校長として学校の危機管理として万全を期するとともに、教職員を指導し、「万一のこと」も排するようにすることが求められる。

人権の危機管理

教師の人権感覚、言語環境、人間関係、互いの尊重、基礎学力の保障、いじめの指導及び防止・解決、児童虐待の発見と適切な対応、トラブル対応など人権の危機管理も重要である。

人間の尊厳にかかわることなので、教師が良きモデルとなって進めるようにしたい。

特にいじめトラブルの危機管理

いじめは人権侵害であり犯罪であることを認識し、児童生徒の指導と対応に取り組むことが肝要である。

したがって、いじめについては、学校を挙げて組織的に、日常的に、本腰を入れて対処（教職研修資料 No. 433、No. 435 を参照）する必要がある。

個人情報の危機管理

学校には、児童生徒の学籍及び指導の過程や結果等に関する個人情報がある。これらについては度々報道されているような漏洩や紛失、目的外使用等の不祥事が起きないように厳重に管理し、適切に活用することが求められる。また、児童生徒に、ネットいじめ、個人情報の不正な掲示、なりすましメール、遠隔操作による他人のパソコン経由の犯罪行為等、発達段階に応じて、情報モラルについて指導することも重要であり危機管理の一つである。

質の高い教育（特に学力）の危機管理

児童生徒に生きる力（質の高い学力、豊かな心、健やかな体）を育むことも危機管理の重要な部分である。特に、学級担任や教科担任は、児童生徒に質の高い学力（文部科学省学力調査B問題、PISA 調査〈特に読解力〉）を身に付けさせるための、授業の充実が求められる。

保護者対応の危機管理

最近では、保護者等からの批判、クレーム、要求などに対する適切な対応も危機管理の一つになっている。学校の考え、方針、していること、成果や課題及び改善への行動などを知らせ、保護者等の理解を得ることが大切である。その上で、小さな苦情や要求、疑問に丁寧に対応するとともに、教師個人のこととせず、学校の問題として組織的に対応することが肝要である。このことを全教師に徹底したい。

（こじま・ひろし＝一般財団法人教育調査研究所研究部長）

●できる校長のための“読む”手帳、携帯に最適なポケットサイズでついに完成！

『校長の仕事〈基本手帳〉』

【編】小島宏（一般財団法人教育調査研究所研究部長） 四六判変型・200頁／定価 1995円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）